

当該教育組織内の教育等に関する実施体制

医学部

委員会等名	委員会等の構成員	委員会等の主な審議内容
医学部教授会	<p>議長（医学部長）</p> <p>(1) 生命科学研究部の専任の教授で医学部の教育を担当するもの</p> <p>(2) 生命科学研究部の併任教授で医学部の教育を担当するもの</p> <p>(3) 病院の専任の教授</p> <p>(4) 保健センター専任の教授</p> <p>(5) 病院長</p> <p>(6) 生命科学研究部及び病院の専任の准教授及び講師で医学部の教育を担当する者のうちから選出されたもの4人以内</p> <p>(7) 教授に欠員を生じた生命科学研究部の講座(医学系に限る。)及び臨床医学教育研究センター(併任教授が配置されているものを除く。以下「講座等」という。)の専任の准教授又は講師 当該欠員を生じた講座等ごとに各1人</p>	<p>1. 学生の入学、卒業及び課程の修了</p> <p>2. 学位の授与</p> <p>3. 学生の除籍及び懲戒に関する事項</p> <p>4. その他学部の教育研究に関する重要事項</p>
医学部運営会議	<p>(1) 医学部長（議長）</p> <p>(2) 医学部副学部長</p> <p>(3) 医学科長</p> <p>(4) 保健学科長</p> <p>(5) 医学科の教授 3人</p> <p>(6) 保健学科各専攻の教授 各1人</p>	<p>1. 将来構想に関すること</p> <p>2. 医学部の規則等に関すること</p> <p>3. 医学部の予算・決算に関すること</p> <p>4. 入学試験に関すること</p> <p>5. 学生の除籍及び懲戒に関する事項</p> <p>6. 教授会から付託された事項</p> <p>7. その他医学部の運営に関すること</p>
医学科会議	<p>議長（医学科長）</p> <p>(1) 生命科学研究部の専任の教授で医学科の教育を担当するもの</p> <p>(2) 生命科学研究部の併任教授で医学科の教育を担当するもの</p> <p>(3) 病院の専任の教授</p> <p>(4) 保健センターの専任の教授</p> <p>(5) 病院長</p> <p>(6) 生命科学研究部及び病院の専任の准</p>	<p>1. 医学科長候補者の選出に関すること</p> <p>2. 医学科における教育課程編成の原案に関すること</p> <p>3. 医学科の教育に関すること</p> <p>4. 教授会から付託された事項</p> <p>5. その他医学科の運営に関すること</p>

	<p>教授及び講師で医学科の教育を担当する者のうちから選出されたもの4人以内</p> <p>(7) 教授に欠員を生じた生命科学研究部の講座(医学系に限る。)及び臨床医学教育研究センター(併任教授が配置されているものを除く。以下「講座等」という。)の専任の准教授又は講師 当該欠員を生じた講座等ごとに各1人</p>	
医学科教育・教務委員会	<p>(1) 教授会で選出された基礎系教授及び臨床系教授各 5人</p> <p>(2) 准教授及び講師のうちから選出された者 4人</p> <p>(3) 医学科学生委員長(学生委員長の任にある者が第1号により選出された場合を除く。)</p> <p>(4) 総合医学教育学講座の専任の教授又は准教授 1人</p> <p>(5) 教育医長の代表 1人</p> <p>(6) 医学部医学科学生代表 2人</p>	医学科の教育の方針及び教務に関し、円滑な運営及び改善に係る事項
医学科カリキュラム委員会	<p>(1) 医学部医学科長</p> <p>(2) 医学部医学科教育・教務委員会委員長</p> <p>(3) 生命科学研究部医薬科学部門医学教育学分野総合医学教育学講座の専任の教授又は准教授 1人</p> <p>(4) 医学部医学科の教育を担当する教授及び准教授のうちから医学部医学科教育・教務委員会が指名する者 若干人</p> <p>(5) 医学教育に精通している医学部医学科以外の者 若干人</p> <p>(6) 医学部医学科学生代表 2人</p>	<p>(1) 使命及び学修成果に関すること。</p> <p>(2) カリキュラムに関すること。</p> <p>(3) 教育方略及び評価方法に関すること。</p> <p>(4) その他教育プログラムに関すること。</p>
医学科学生委員会	<p>(1) 生命科学研究部の専任の教授で医学部の教育を担当する基礎系及び臨床系のうちから教授会で選出された者 各2人</p> <p>(2) 准教授及び講師のうちから選出された者 2人</p> <p>(3) 総合医学教育学講座の専任の教授又は准教授 1人</p>	1. 学生の厚生指導に関すること

医学科入試委員会	(1) 医学部長 (2) 医学科長 (3) 医学科教育・教務委員会委員長 (4) 総合医学教育学講座の専任の教授又は准教授 1人 (5) 生命科学研究部専任の教授で医学科の教育を担当する者のうちから医学部長が指名する者 3人	1. 選抜方法及び学力検査実施教科・科目に関する事 2. 学生募集要項等に関する事 3. 入学試験の実施方針に関する事 4. 合格者の選考に関する事 5. その他入学試験に関し委員長が必要と認めた事項
保健学科会議	1. 議長（保健学科長） 2. 保健学科の専任の教授、准教授、講師及び助教	1. 保健学科における教育課程編成の原案に関する事 2. 保健学科の教育に関する事 3. 教授会から付託された事項 4. その他保健学科の運営に関する事
保健学系運営委員会	1. 委員長（保健学教育部長） 2. 保健学副教育部長 3. 各専攻長 4. 医薬保健学系事務課長 5. 保健学教育部長が必要と認めた者	1. 保健学教育部および保健学科の管理運営に関する事 2. 保健学系研究部会議、保健学教育部教授会、保健学科会議の審議事項に関する事
保健学科入試委員会	1. 委員長 2. 保健学科長 3. 各専攻から選出された教授（委員長を含む）各1人	1. 選抜方法、学力検査実施教科・科目、学生募集要項、入試の実施方針、合格者の選考、その他入試に関する事、オープンキャンパスに関する事項
保健学科教務委員会	1. 委員長 2. 保健学科長 3. 各専攻から選出された者 各1人	1. 学事予定に関する事 2. 教育課程の編成に関する事 3. 授業、学生の修学指導に関する事 4. 単位、課程の修了 5. 留学生に関する事 6. 教育評価、教育改善に関する事 7. その他教務に関する事
保健学科学生委員会	1. 委員長 2. 各専攻から選出された者 各1人	1. 学生の福利厚生及び厚生補導に関する事 2. 図書館の運営に関する事 3. その他学生に関する事
保健学科FD・広報委員会	1. 委員長 2. 各専攻から選出された者 各1人	1. FD活動に関する事 2. 広報、紀要の発行に関する事 3. その他FD・広報に関する事